

第28期東京都青少年問題協議会答申素案に対する意見（案）

はじめに

私たち日本出版労働組合連合会は、出版社、取次、書店、専門紙、フリーランスなど出版関連産業に働く労働者約5000人で組織する労働組合の連合体です。図書類の販売規制を含む「東京都青少年の健全育成に関する条例」に対しては、憲法や国連子どもの権利条約などと齟齬を来し、とりわけ出版産業存立の根幹を成す言論・出版・表現・流通の自由あるいは読書の自由を侵害しかねない制度として、動向を注視しておりました。

私たちは、本来的には行政措置としての図書規制には反対であり、東京都の「不健全」図書指定制度を容認する立場にはありません。ただ、東京都青少年条例は、他の自治体の青少年条例とは異なり、事業者による自主規制の尊重を明記する希有な条例として1964年に制定され、様々な問題はあるつつも、事業者や規制強化に反対する市民、労働組合などの監視・要請を受け、それなりに謙抑的に運用されてきたことに一定の評価を持っていました。

ところが、2004年の条例改定後、青少年条例の担当部局が従来の生活文化局から、新設された青少年・治安対策本部に移管されたことで、青少年問題の取り組みが福祉的対応から取締りを基本にした治安的対応に変化したと認識せざるを得ないものとなりました。青少年・治安対策本部および本部内の青少年課には、警察庁から出向し、警視庁と東京都に併任するかたちで在籍して職員がいるとも聞いており、図書類の規制が警察とのつながりの強い部署の管轄になったことに、とりわけ重大な危機感を持っていました。

このほど公表された第28期東京都青少年問題協議会答申素案「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」（2009年11月24日付）においても、青少年やメディアを治安問題と位置づけ、管理・監視強化の意志を表出させた、2004年来の方針転換（さかのぼれば1999年の条例改定にその萌芽があった）を色濃く反映した内容であり、私たちの危惧が杞憂ではなかったことがよりいっそう明らかになったものと判断しました。しかも、図書規制のみならず、市民個人に対する規制（個人規制）にまで踏み出そうとするものであると、危機的に受け止めざるを得ません。

青少協の学識経験者委員の人選の偏り、偏見に満ちた議論から見ても、答申素案は内容以前の問題をはらみ、正当性や公正さを認めることはできません。今回の素案がまとめられるまでの経緯とその内容から、基本的に素案そのものは容認できるものではなく、委員の人選を見直したうえで、あらためて公開の会議のもと、公正・公平な議論を行うべきだと考えます。

このような前提のもと、以下、答申素案に対する意見表明を行います。

1. 青少年問題協議会の運営について

(1) 学識経験者委員の人選に疑義がある

青少年問題協議会の議事録を読むと、従来の青少協の議論とは異なり、規制一辺倒で貫かれ、公正な審議が行われたとは認められない。

具体例として問題のある発言の一部を議事録から抜粋する（抜粋した文中の括弧内は、引用者による補足）。

○前田雅英専門部会会長（首都大学東京法科大学院教授）

前に青少協でやったときも、ポルノを禁止するということに、一番強く反対とかメールを送ってきたり、脅迫状とかということをやった人たちは漫画家集団なんです。特に児童ポルノをかいている人たち。この人たちはいわば狂信的なグループではありますよね。（第1回専門部会）

どう考えても、実在する人がいなければ、どんな漫画でも許されるというのはおかしいので、あと、それが175条のわいせつ物に当たらない限りは許されるというのは、皆さんかなりおかしいとは思っているんで、そろそろ前になさきゃいけないと思うんですが、出る以上は腰を据えていかないと、漫画の問題は非常に大変だと。（第8回専門部会）

児童ポルノみたいなものがあるから幼児に対する虐待的なものが増えるのか、増えないのか、データが有るのか、無いのか、エビデンスを示せみたいな議論が必ずあるわけですね。（中略）

あるところから先は水かけ論になってしまうんですが、最後は、法律の世界では常識で、こういうものがあつたら増えるという人が多い感じがあれば法的に禁止するのは当然。そのときに統計データがなければ禁止できないというのはナンセンスだと思いますね。（第8回専門部会）

被害者の存在しない創作物の規制に反対するマンガ家やマンガの読者に対する悪意の表明ではないか。憲法上の権利にかかわる規制にエビデンス（証拠）を要しないとする特殊な主張は認めがたい。

○新谷珠恵委員（東京都小学校PTA協議会会長）

子どもが被害にあつたり犯罪を犯した場合には、その親に対して罰則なり勧告なり、責任を自覚させるようなシステム、規定、そういったものも一歩踏み込んでやってもいいのかなと思います。（第4回専門部会）

被害にあつた児童の保護者に罰則を科し、勧告を行うというのは尋常な主張ではない。

雑誌・凶書業界のためにも、きちんとした規制をしてあげることが、結局、悪質な業者、悪質も出版社が淘汰されていくということにもなるので、さっきの方たちに質問ではなくて言いたかったのですが、皆さんのために健全な業者、出版社を生かすために、どんどん悪質なものはペナルティーを科して消していくというような仕組みがかえって皆さんのた

めにもいいのではないかと思います。(第7回専門部会)

青少年条例による規制は、あくまでも青少年に対して「不健全」指定図書の販売を規制するものであり、出版そのものを禁止する規制ではない。「出版社を消していく」ことを求めるのは、条例の趣旨を逸脱するものである。このような発言が出て、その発言を修正する指摘がなかったことから、青少協での議論は前提を欠いていたことの証明といえるのではないか。

規制とか法律というのは、公共の福祉の全体の、国民全体にマイノリティとマジョリティがあると思います。マイノリティに配慮しなくてはいけないということは当然ですが、そのプラスとマイナスが相反する場合が多い。そういったときにどっちをとるのかというと、全体の福祉というかプラス、それをとっていくというのが、行政というか、全体のスタンスではないかと思うんですね。(中略)

全体としてガンと持っていていいと思うんですね。マイノリティに配慮しすぎたあげく、当たり前のことが否定されて通らないというのはどうしても私は納得できない。(第8回専門部会)

言論・出版の自由は、少数者の権利を保障することで成り立っているものである。そのことへの理解を欠いているのではないか。

○大葉ナナコ委員(有限責任中間法人日本誕生学協会代表理事)

例えば児童に対する児童ポルノの愛好者の人たちが児童に悪影響を与えとか、漫画のひどいものが出ているといったら、その人たちはある障害を持っているんだというような認識を主流化していくことはできないものかというのを、お話を聞いていて思いました。

漫画家の方たちがすごい議論を持ってきて、何とか法制化するという人たちに対して攻撃をするということだったんですけども、どう考えても暴力で、エビデンスを出す時間もない、必要もないぐらい暴力ですね。(中略)

性同一性障害という同じ位置づけで、子どもたちに対する性暴力を好む人たちを逃がしていくとしたら、障害という見方、認知障害を起している人たちという見方を主流化する必要があるのではないかと思うんです。(中略)

対策論の中に、そういった障害、認知に対して障害がある、感性だけだったら、暴力だということがわかっているんだしたら、証拠もないのにという議論を突破できるような対策も考えていきたいなと思いました。(第8回専門部会)

エビデンスを否定するとともに、犯罪行為とはかかわりのない性的マンガの愛好者を差別の対象とする意思を表明したと受けとめざるを得ない。

以上の発言はごく一部の例である。一方で、議事録では、このような暴論や差別的主張をいさめる発言を見いだすことはできなかった。青少協の学識経験者委員、および東京都の当局者らは、子どもの人権を守るかのような議論をしながら、他者の人権には配慮

のない議論を行い、また容認し、さらには、憲法上の権利たる言論・出版・表現の自由には無頓着であったことは明らかである。このような論者らによって策定された答申素案に正当性があるとはどうてい考えられない。

2004年の青少年条例改定を答申した25期青少協においては、少なくとも規制強化に反対ないしは消極的な委員が一定存在した。だが、今回の議論の流れを見るに、28期委員の選任の際には、そもそも規制に慎重な委員をはじめから排除していたのではないかと疑わざるを得ない。例えば、刑法を専門にする委員は選任されているが、憲法を専門にする委員はいない。警察出身の弁護士の委員は選任されているが、他の弁護士を職業とする委員を含めて、日本弁護士会の発した「『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』見直しに関する意見書」（2003年2月21日付）や「表現の自由を確立する宣言」（2009年11月5日付）等の趣旨に則ったと思われる発言を確認することはできなかった。子どもの保護・育成を主張する立場の委員は選任されているが、子どもの権利に配慮した論者は見あたらない。

なぜこのような委員が選任されたのか、その理由を明らかにすべきである。

(2) 答申素案の起草委員に偏りがある

答申素案の策定作業に携わった専門部会の委員（起草委員）の人選にも疑義がある。

起草委員会には、青少協副会長の加藤諦三氏（早稲田大学名誉教授）、専門部会長の前田雅英氏、ECPAT/ストップ子ども買春の会顧問の後藤啓二氏、財団法人インターネット協会主幹研究員の吉川誠司氏が選任され、素案をまとめている。

前田氏は、6月26日、衆議院法務委員会で児童ポルノ禁止法の改定案が審議された際、自民党・公明党推薦の参考人として国会議員の質疑に答えた立場にある。警察庁総合セキュリティ対策会議委員長や警察庁少年非行防止法制の在り方に関する研究会座長を務めるなど警察とのつながりが深い。

後藤啓二氏は、警察庁の元官僚であり、警察庁総合セキュリティ対策会議の委員でもある。後藤氏が顧問を務めるECPAT/ストップ子ども買春の会は、自民党・公明党が提出した児童ポルノ禁止法の改定案の策定にかかわりのある民間団体である。吉川誠司氏は、警察庁から業務委託を受けて、ネット上の「違法」「有害情報」にかかわる情報収集とその対処を行っているインターネット・ホットラインセンターの副センター長を務めている。

起草委員4人のうち、3人が警察と強いかかわりがある人物であった。特定の立場を反映して、恣意的に答申の素案を作ろうとしたのではないかと疑われかねない人選である。この観点からも答申素案の正当性に疑問を抱かざるを得ない。

(3) 会議が非公開で行われたことは容認できない

従来、傍聴者、取材者に公開されていた専門部会、起草委員会が、28期では非公開とされた。しかも、専門部会の議事録のネット上の公表にかなりのタイムラグがあり、その上、起草委員会の議事録は未だ公開されていない。

第2回専門部会では、加藤諦三副会長が「専門部会の場合には、どちらかというと専門

的なことを議論する場ですので、できるだけ静かな環境の中で議論するということと、外部からのいろいろな圧力があって発言しにくいというような環境ができないことが望ましいと考えております。／そういうことで、協議会としては公開だけれども、28期については議事録は公開する、ただし、この部屋で議論する、この場に傍聴の方が入ってくる、で、何らかの圧力があるというようなことで、専門部会の中立性が侵されるということは好ましくないと考えます。／ただ、ここで議論された内容は公開されますし、拡大専門部会で、この内容はさらに報告されて中間答申のようなことができたときは、もちろんそれを都民に公開して都民のご意見を伺うというようなプロセスを経ておりますので、専門部会の議論は中立性を保って、いろんな圧力を感じないで自由に議論ができるという環境が28期の場合には望ましいのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか」と提案し、会議を非公開にした。

だが、(1)で各委員の発言を抜粋したごとく、とうてい中立とも公正とも言えない暴言・放言・差別的発言が飛び交っていた。法律（地方青少年問題協議会法）にもとづく公の会議であるにもかかわらず、監視役たる傍聴者・取材者の目に触れないところで、無責任かつ安易な議論を行っていたと受けとめざるを得ない。

その上、議事録を公開した後の反応・反響に対して、前田部会長は「途中の議事録に関してあれだけ過激な反応が出てきてしまうということは、答申案についてこれを公にしたときに、この言葉尻を捉えて、かなり悪意に満ちた曲解みたいところもあると思うんですが、そういう議論をする人たちが注目して見ているものだということは前提にまとめていかなければいけないと思っております」「脅し的なものがあって怯んで中身がシュリンクするということを認めるという趣旨ではないんですけども、無用な足を引っかけるような人たちが引っ掛けにくいようにしておくことが大事だ」と、議論の中身を省みることなく、危機管理的な対応を促すという、不自然な対応を出来させることとなった。

このように、傍聴者を排除したことによって、中立・公正な運営が損なわれたことは明らかである。青少協の会議は従前通り公開とすべきであり、従って、そのような手続きを経ずにまとめられた今期青少協の答申素案には、その正当性に疑問符を付けざるを得ない。

(4) 青少協委員の人選を見直し、公開の会議で公正な審議をやり直すべきである

(1~3) 項の観点から、「はじめに」で指摘したように、いったん答申素案を破棄し、学識経験者委員について公正・公平・中立な人選を行い、公開の場で審議をやり直すべきと考える。

2. 「ネット・ケータイに関する青少年の健全育成」について

(1) 「青少年にとって安全・安心な携帯電話を、都が推奨する制度を創設すべきである」とした点について

(2) 「不健全な行為を意図的に行った青少年の保護者に対し、指導・勧告等を行い、責任の自覚を促すべきである」とした点について

(3) 「青少年が使用する携帯電話について、保護者が容易にフィルタリングを解除できないよう手続きを厳格化すべきである」とした点について

(4) 「フィルタリングから除外されるべきサイトの基準について、実態に照らし、青少年が被害に遭わないものにするため、条例への規定や第三者認定機関への要請等を行うべきである」とした点について

3. 「児童を性の対象として取り扱うメディア」について

(1) 「児童ポルノを始め、児童を生対象とするメディア（児童との性交等を描いた悪質な内容の漫画・ゲーム等及びジュニアアイドル誌）の根絶・追放のための、機運の醸成と環境の整備に努めるべきである」とした点について

(2) 「国に対し、児童ポルノの「単純所持」の処罰化を強く要望するべきである」とした点について

(3) 「いわゆる「ジュニアアイドル誌」への子どもの売り込みを行った保護者に対する指導・勧告の仕組みを検討すべきである」とした点について

(4) 「児童を性の対象にする漫画等のうち、著しく悪質な内容のものを追放の対象として明確化するとともに、「不健全図書」の対象に追加するべきである」とした点について

(5) 「児童・生徒の性行為を描写した、小・中学生を対象にする「ラブ・コミック」を、レーティング（推奨年齢の表示）の対象とすべきである」とした点について

4. 現行青少年条例の問題点について

私たち出版労連は、2003年12月17日に第25期東京都青少年問題協議会各委員並びに東京都に宛てて、「自主規制型条例を堅持し、慎重審議を求める要請書」を、2004年2月2日には都知事に宛てて「第25期東京都青少年問題協議会答申に対する意見」を提出し、その際、健全育成審議会の全面公開、「不健全」指定の取り消し・異議申立手続きの整備、国連・子どもの権利条約にもとづく子どもの意見表明権の尊重も求めた。

2004年1月19日の青少協総会では、酒井朗お茶の水女子大学教授が「指定図書について、なぜそれを指定したのかという情報の公開とか、あるいは、異議の申立てとそのプロセスそうしたものをすべて含めることが、公平・適正さを確保する上で重要だと思いますので今後の対応のされ方について、ぜひご検討いただければと思います」と提案していた。それに先立つ起草委員会においても、精神科医の斎藤環委員が同様の提案を行い、異論は出なかった。

ところが、答申には盛り込まれず、青少協の審議経過を承知しているはずの都当局が策定した青少年条例の改定案にも明記されず、異議申立手続きの整備等を求める声を無視したかっこうになっていた。

以下、あらためて下記事項について答申に記述することを要求する。

(1) 「不健全」図書指定の可否を検討する健全育成審議会が現在、実質的に非公開であるのは情報公開の流れに反する。「健全育成審議会は例外なく公開で行うものとする」等の規定を青少年条例に明記し、現行条例の不備を正すよう答申に盛り込むべきである。

(2) 都民や事業者の権利・義務にかかわる処分・規制を行いながら、指定の取り消し・異議申し立ての手続き規定がないのは都条例の不備である。条例中に明文化するよう答申に盛り込むべきである。

(3) 現行の青少年条例は、子どもを一個の人格として認めないまま、保護・育成・指導・管理の対象としかみない傾向の内容となっている。子どもの情報アクセス権や自己決定権、あるいはプライバシー権等が条例上では保障されていない。国連・子どもの権利条約の遵守を青少年条例中で宣言し、当事者たる青少年（子ども）の権利を保障するよう答申に盛り込むべきである。

付言すると、すべての自治体の青少年条例を精査したわけではないが、例えば静岡県条例には、「知事は、（図書類の）推奨又は（有害）指定をした場合において、当該推奨又は指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すことができる」「何人も（図書類の）推奨又は（有害）指定又は取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる」との条文がある。処分の取り消し手続きと実質的な異議申立手続きを定めたものである。実際に、指定処分の取り消しを求める市民の要請を取り上げ、その可否を検討する会議も行われているところである。

東京都においても、このような規定を設けるのは容易かつ当然のことであると考える。

以上、答申素案に対する意見表明といたします。